

平塚市長 落合 克宏



## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり提案書の提出を要請する。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

旧相模小学校利活用アドバイザー業務委託

#### (2) 業務の内容

本市が今後、旧相模小学校敷地で実施する神田保育園(公立園)整備及び民間事業者への貸付にあたり必要とする次の業務。

ア サウンディング型市場調査の実施

イ 神田保育園(公立園)の配置計画(案)の作成

ウ 開発事業の考え方の整理

エ 入札説明書(案)の作成

オ 契約書(案)等の作成

カ 入札実施及び契約交渉に係る支援

キ その他

#### (3) 業務の履行期間

契約締結日(令和6年3月25日を予定)から令和7年3月31日まで

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、公告日から契約締結までの間、継続して次に掲げる資格要件を全て満たしている者であること。

- (1) 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平塚市暴力団排除条例(平成23年平塚市条例第9号)に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (6) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再度、上記(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、上記(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (9) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (10) 参加にあたっては、共同企業体(JV方式)での参加は認めない。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の審査及び評価

- (1) 会社の実績
- (2) 会社の体制及び業務担当予定者の実績

### 4 提案書を特定するための基準

企画提案書とプレゼンテーションの審査及び評価

- (1) 業務内容に対する提案内容
- (2) コミュニケーション能力等
- (3) 見積額

### 5 手続等

- (1) 事業実施主管課名：企画政策部 資産経営課
- (2) プロポーザル説明書の交付期間、場所及び方法  
交付期間：令和5年12月25日（月）～令和6年3月4日（月）  
交付場所及び方法：平塚市ウェブページからのダウンロード  
URL：[https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kokoku/page27\\_00031.html](https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kokoku/page27_00031.html)
- (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法  
提出期限：令和6年1月31日（水）17時00分  
提出場所：〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号  
平塚市 企画政策部 資産経営課  
提出方法：持参又は郵送
- (4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法  
提出期限：令和6年3月4日（月）17時00分  
提出場所：〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号  
平塚市 企画政策部 資産経営課  
提出方法：持参又は郵送

### 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、平塚市契約規則の定めるところによる。ただし、国債、地方債、その他担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合、履行保証保険契約の締結を行った場合若しくは過去10年間に本市、国若しくは他の地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (3) 契約書作成の要否 作成を要する。
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 ・有 ・無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 「5（手続等）（1）」と同じ。
- (6) 提案書に関するプレゼンテーションの有無 ・有 ・無
- (7) 契約候補者を特定したときは契約候補者の名称のみを、契約締結後には契約者の名称のみを市ウェブに公表するものとし、特定されなかった者の公表はしない。
- (8) 詳細は実施要領等による。
- (9) 虚偽の記載をしたものは、一般競争入札参加停止及び指名停止等の措置を行うことがある。